官報
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔最高裁規則〕
○民事裁判情報の活用の促進に関する法律第三条第二項に規定する最高裁判所の講ずる措置等に関する規則（最高裁一）　一

〔その他告示〕
○国際連合安全保障理事会決議に基づく資産凍結等の措置の対象となるイラク前政権の機関、高官又はその関係者等を指定する件の一部を改正する件（外務一九）　一
○船舶安全法の規定に基づき、型式変更の承認をした件（国土交通二〇二）　二
○砂防法第二条の土地を指定する件（同二〇三、二〇四、二〇八、二〇九）　二
○砂防法第二条の土地を指定するとともに、直轄砂防工事を施行する件（同二〇五、二〇六、二一〇）　三
○直轄砂防工事を施行する件（同二〇七）　四
○アメリカ合衆国が使用を許される施設及び区域について、共同使用、名称変更、追加提供及び新規提供が決定された件（防衛一五）　四
○道路に関する件（近畿地方整備局二）　五

〔国会事項〕
内閣　内閣府　法務省　七

〔人事異動〕
官庁事項　七

〔官庁報告〕
東北地方整備局公示（東北地方整備局）
通　運　七
海事補佐人の登録、登録抹消（海難審判所）　八
労　働
最低賃金の改正決定に関する公示（茨城労働局最低賃金公示一・二）　八
船員の特定最低賃金の改正に係る地方交通審議会の意見に関する公示（関東運輸局最低賃金公示一）　八
国土調査法による地図及び簿冊の作成公告（国土交通省）　八

〔公　告〕
諸事項
官庁　財団、建設業の許可の取消処分関係　八
裁判所　相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生、所有者不明関係　九
会社その他　九

最高裁規則

○最高裁判所規則第一号

民事裁判情報の活用の促進に関する法律第三条第二項に規定する最高裁判所の講ずる措置等に関する規則を次のように定める。

令和八年一月二十二日　最高裁判所

民事裁判情報の活用の促進に関する法律第三条第二項に規定する最高裁判所の講ずる措置等に関する規則

（趣旨）

第一条　民事裁判情報の活用の促進に関する法律（令和七年法律第四十九号。以下「法」という。）第三条第二項に規定する最高裁判所の講ずる措置等については、この規則の定めるところによる。

（指定法人による電磁的記録の提供の求め等）

第二条　指定法人は、最高裁判所に対し、法第七条第一項に規定する電磁的記録に記録されている事項を記録した電磁的記録の提供を求めるときは、次に掲げる事項を明らかにしてしなければならない。

一　当該電磁的記録の種類

二　当該電磁的記録が裁判所の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）に備えられたファイルに記録された年月日又は期間

三　その他最高裁判所が必要と認める事項

2　指定法人は、民事裁判情報管理提供業務を行うため特に必要があるときは、最高裁判所に対し、前項の規定により提供を受けた電磁的記録の中から、提供を求める電磁的記録を選定して、更にその提供を求めることができる。

（最高裁判所による電磁的記録の提供）

第三条　最高裁判所は、前条の規定による求めがあったときは、正当な理由がない限り、当該求めに応じ、その電磁的記録を提供するものとする。

2　最高裁判所は、指定法人による民事裁判関連情報の収集整理に資するよう、指定法人の求めに応じ、民事裁判関連情報を記録した電磁的記録を提供するよう努めるものとする。

附　則

この規則は、法附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日から施行する。

最高裁判所長官　今崎　幸彦

その他告示

○外務省告示第十九号

国際連合安全保障理事会決議第一五一八号に基づき設立された同理事会委員会が令和七年八月五日及び十二月九日に発出した情報に基づき、国際連合安全保障理事会決議に基づく資産凍結等の措置の対象となるイラク前政権の機関、高官又はその関係者等を指定する件（平成二十二年外務省告示第三百四十二号）の一部を次のように改正する。

令和八年一月二十二日

外務大臣　茂木　敏充

次の表により、改正欄前に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改める。

改正後	改正前
（別表） Ⅰ．国際連合安全保障理事会決議第1483号23(b)の対象となる個人を以下のとおり指定する。 １．～75.　［略］ 76.　削除   <

○国土交通省告示第二百三号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

令和八年一月二十二日

国土交通大臣　金子　恭之

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

打木川

二　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から七号までを順次結んだ線及び標柱一号と七号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和五十二年建設省告示第百十五号で指定した同号二十三に掲げる土地の区域を除く。）

高知県吾川郡いの町下八川

字イラカタニ

甲三五二五番七　一号

地先道路敷

甲三五三五番三　二号

地先道路敷

甲一二一五番三　三号

地先道路敷

甲三五四〇番　四号

地先道路敷

乙一二八一番一　五号及び六号

乙一三五四番一　七号

○国土交通省告示第二百四号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

令和八年一月二十二日

国土交通大臣　金子　恭之

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

井田川四号

二　砂防法第二条の土地の表示

石川県鹿島郡中能登町芹川の区域内の土地のうち、次の一点から六点までを順次結んだ線及び一点と六点を結んだ線に囲まれた土地の区域

点	北緯	東経
1	36° 57′ 42.7857″	136° 55′ 20.7272″
2	36° 57′ 42.5999″	136° 55′ 21.8078″
3	36° 57′ 41.6746″	136° 55′ 22.6353″
4	36° 57′ 38.0081″	136° 55′ 22.7908″
5	36° 57′ 37.9879″	136° 55′ 22.5550″
6	36° 57′ 42.3432″	136° 55′ 19.9962″

○国土交通省告示第二百五号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するとともに、同法第六条第一項の規定により、当該土地において、令和九年度から砂防設備工事を施行するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条及び第四条第一項の規定に基づき、告示する。

令和八年一月二十二日

国土交通大臣　金子　恭之

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

風祭川（春沢）

二　砂防法第二条の土地の表示

静岡県富士宮市北山の区域内の土地のうち、次の一点から十一点までを順次結んだ線及び一点と十一点を結んだ線に囲まれた土地の区域

点	北緯	東経
1	35° 17′ 43.3388″	138° 38′ 26.4201″
2	35° 17′ 44.9966″	138° 38′ 26.0663″
3	35° 18′ 00.0558″	138° 38′ 31.2302″
4	35° 18′ 02.2815″	138° 38′ 29.3136″
5	35° 18′ 06.8401″	138° 38′ 31.2620″
6	35° 18′ 08.6563″	138° 38′ 33.3766″
7	35° 18′ 09.1637″	138° 38′ 35.8849″
8	35° 18′ 08.1325″	138° 38′ 37.6779″
9	35° 17′ 59.9511″	138° 38′ 34.9461″
10	35° 17′ 58.1800″	138° 38′ 31.9763″
11	35° 17′ 44.1161″	138° 38′ 27.6940″

○国土交通省告示第二百六号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するとともに、同法第六条第一項の規定により、当該土地において、令和八年度から砂防設備工事を施行するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条及び第四条第一項の規定に基づき、告示する。

令和八年一月二十二日

国土交通大臣　金子　恭之

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

倉重川

二　砂防法第二条の土地の表示

イ　広島県広島市佐伯区倉重町の区域内の土地のうち、次の一点から十七点までを順次結んだ線及び一点と十七点を令和四年国土交通省告示第二百九十七号で指定した土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域

点	北緯	東経
1	34° 23′ 44.2950″	132° 20′ 20.4267″
2	34° 23′ 44.0248″	132° 20′ 20.7497″
3	34° 23′ 43.8121″	132° 20′ 20.5945″
4	34° 23′ 43.5503″	132° 20′ 20.5851″
5	34° 23′ 43.2001″	132° 20′ 21.1662″
6	34° 23′ 43.1254″	132° 20′ 21.7957″
7	34° 23′ 43.1382″	132° 20′ 23.0323″
8	34° 23′ 42.6772″	132° 20′ 24.0617″
9	34° 23′ 42.7776″	132° 20′ 24.7583″
10	34° 23′ 42.6033″	132° 20′ 24.9956″
11	34° 23′ 42.4860″	132° 20′ 25.4029″
12	34° 23′ 42.4823″	132° 20′ 25.4160″
13	34° 23′ 42.3487″	132° 20′ 25.1552″
14	34° 23′ 42.1674″	132° 20′ 24.6640″
15	34° 23′ 42.1178″	132° 20′ 24.5127″
16	34° 23′ 42.1207″	132° 20′ 24.4759″
17	34° 23′ 42.1207″	132° 20′ 24.4671″

ロ　広島県広島市佐伯区倉重町の区域内の土地のうち、次の十八点から五十二点までを順次結んだ線及び十八点と五十二点を令和四年国土交通省告示第二百九十七号で指定した土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域

点	北緯	東経
18	34° 23′ 45.8892″	132° 20′ 23.9177″
19	34° 23′ 45.8835″	132° 20′ 23.9283″
20	34° 23′ 45.8375″	132° 20′ 24.0136″
21	34° 23′ 45.7854″	132° 20′ 24.1541″
22	34° 23′ 45.7122″	132° 20′ 24.3642″
23	34° 23′ 45.6789″	132° 20′ 24.4723″
24	34° 23′ 45.6404″	132° 20′ 24.6045″
25	34° 23′ 45.5845″	132° 20′ 24.7963″
26	34° 23′ 45.5507″	132° 20′ 24.6960″
27	34° 23′ 45.5224″	132° 20′ 24.8215″
28	34° 23′ 45.4683″	132° 20′ 25.0352″
29	34° 23′ 45.3858″	132° 20′ 25.6100″
30	34° 23′ 45.3593″	132° 20′ 25.6642″
31	34° 23′ 45.2392″	132° 20′ 25.4132″
32	34° 23′ 45.2222″	132° 20′ 25.3725″
33	34° 23′ 45.1511″	132° 20′ 25.2657″
34	34° 23′ 45.1722″	132° 20′ 25.1665″
35	34° 23′ 45.1688″	132° 20′ 25.0512″
36	34° 23′ 45.1508″	132° 20′ 24.8591″
37	34° 23′ 45.0532″	132° 20′ 24.6203″
38	34° 23′ 45.0543″	132° 20′ 24.6127″
39	34° 23′ 45.0442″	132° 20′ 24.5348″
40	34° 23′ 45.0120″	132° 20′ 24.4351″
41	34° 23′ 44.9734″	132° 20′ 24.2551″

42	34° 23′ 44.9789″	132° 20′ 24.1851″
43	34° 23′ 44.9441″	132° 20′ 24.1144″
44	34° 23′ 44.9115″	132° 20′ 24.0839″
45	34° 23′ 44.8519″	132° 20′ 24.0731″
46	34° 23′ 44.7356″	132° 20′ 23.3194″
47	34° 23′ 44.7053″	132° 20′ 23.1756″
48	34° 23′ 44.6440″	132° 20′ 22.6743″
49	34° 23′ 44.6591″	132° 20′ 22.5550″
50	34° 23′ 44.7059″	132° 20′ 22.4908″
51	34° 23′ 44.8019″	132° 20′ 22.4395″
52	34° 23′ 44.8301″	132° 20′ 22.4320″

○国土交通省告示第二百七号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第六条第一項の規定により、明治三十一年内務省告示第八十八号及び第百二十五号並びに昭和七年内務省告示第二百八号で指定した土地の区域のうち、次の土地において、令和八年度より砂防設備工事を施行するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第四条第一項の規定に基づき、告示する。

令和八年一月二十二日

国土交通大臣　金子　恭之

一　溝田谷

岐阜県本巣市根尾板所の区域内の土地のうち、次の一点から十五点までを順次結んだ線及び一点と十五点を結んだ線に囲まれた土地の区域

点	北緯	東経
1	35° 37′ 09.4153″	136° 37′ 24.3081″
2	35° 37′ 09.5601″	136° 37′ 24.8065″
3	35° 37′ 09.5109″	136° 37′ 26.8051″
4	35° 37′ 09.8052″	136° 37′ 27.7803″
5	35° 37′ 08.3104″	136° 37′ 30.1124″
6	35° 37′ 07.1278″	136° 37′ 30.0793″
7	35° 37′ 05.6894″	136° 37′ 30.7255″
8	35° 37′ 05.2967″	136° 37′ 30.4311″
9	35° 37′ 04.8325″	136° 37′ 29.3937″
10	35° 37′ 05.2368″	136° 37′ 28.4605″
11	35° 37′ 05.5679″	136° 37′ 28.2593″
12	35° 37′ 06.4427″	136° 37′ 28.3968″
13	35° 37′ 07.2680″	136° 37′ 27.6426″
14	35° 37′ 09.1982″	136° 37′ 24.8754″
15	35° 37′ 09.0778″	136° 37′ 24.3585″

○国土交通省告示第二百八号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

令和八年一月二十二日

国土交通大臣　金子　恭之

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

すずめ谷

二　砂防法第二条の土地の表示

富山県小矢部市城山町、同市坂又及び同市今石動町の区域内の土地のうち、次の一点から二十点までを順次結んだ線及び一点と二十点を結んだ線に囲まれた土地の区域

点	北緯	東経
1	36° 40′ 59.9800″	136° 51′ 54.1527″
2	36° 40′ 59.8206″	136° 51′ 52.3256″
3	36° 41′ 02.2903″	136° 51′ 48.2390″
4	36° 41′ 02.4257″	136° 51′ 48.9080″
5	36° 41′ 01.7185″	136° 51′ 50.2584″
6	36° 41′ 02.0322″	136° 51′ 51.6384″
7	36° 41′ 03.0592″	136° 51′ 51.5825″
8	36° 41′ 03.4925″	136° 51′ 50.9932″
9	36° 41′ 03.8228″	136° 51′ 50.8848″
10	36° 41′ 03.7838″	136° 51′ 51.2798″
11	36° 41′ 03.4573″	136° 51′ 52.0190″
12	36° 41′ 02.5933″	136° 51′ 53.2829″
13	36° 41′ 02.6538″	136° 51′ 55.4650″
14	36° 41′ 03.0611″	136° 51′ 56.3931″
15	36° 41′ 03.8262″	136° 51′ 57.4942″
16	36° 41′ 03.6385″	136° 51′ 57.9136″
17	36° 41′ 02.7559″	136° 51′ 56.9285″
18	36° 41′ 02.2557″	136° 51′ 56.0115″
19	36° 41′ 02.2595″	136° 51′ 55.1024″
20	36° 41′ 00.8373″	136° 51′ 55.1275″

○国土交通省告示第二百九号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

令和八年一月二十二日

国土交通大臣　金子　恭之

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

尾鷲谷二川

二　砂防法第二条の土地の表示

大分県豊後高田市臼野の区域内の土地のうち、次の一点から十五点までを順次結んだ線及び一点と十五点を結んだ線に囲まれた土地の区域

点	北緯	東経
1	33° 37′ 29.9677″	131° 28′ 35.2823″
2	33° 37′ 29.7761″	131° 28′ 35.7387″
3	33° 37′ 28.9790″	131° 28′ 36.3065″
4	33° 37′ 28.4904″	131° 28′ 38.7906″
5	33° 37′ 26.5699″	131° 28′ 40.9516″
6	33° 37′ 26.2771″	131° 28′ 40.6760″
7	33° 37′ 26.5650″	131° 28′ 38.4647″
8	33° 37′ 26.2038″	131° 28′ 37.3739″
9	33° 37′ 24.7367″	131° 28′ 37.2718″
10	33° 37′ 24.5686″	131° 28′ 36.2972″
11	33° 37′ 26.0020″	131° 28′ 34.5740″
12	33° 37′ 26.6864″	131° 28′ 34.6800″
13	33° 37′ 27.3141″	131° 28′ 35.3335″
14	33° 37′ 28.4499″	131° 28′ 34.4124″
15	33° 37′ 29.3430″	131° 28′ 35.2389″

○国土交通省告示第二百十号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するとともに、同法第六条第一項の規定により、当該土地において、令和九年度から砂防設備工事を施行するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条及び第四条第一項の規定に基づき、告示する。

令和八年一月二十二日

国土交通大臣　金子　恭之

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

葉の木沢

二　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から九十号までを順次結んだ線及び標柱一号と九十号を結んだ線に囲まれた土地の区域

山形県最上郡戸沢村大字角川

字片倉　三五二六番一

三五二七番一　一号から三号まで、三十八号から六十四号まで及び九十号

三五二七番七　四号から十一号まで及び二十七号から三十七号まで

三五二七番一一　十二号から十四号まで、二十五号及び二十六号

三五二七番八　十五号

三五二七番一三　十六号及び二十四号

字今神山外二国有林　十七号から二十三号まで

二二四一林班　わ小班　六十五号

る小班　六十六号から八十九号まで

○防衛省告示第十五号

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二条の規定によりアメリカ合衆国が使用を許される施設及び区域について、共同使用、名称変更、追加提供及び新規提供が令和八年一月二十日次のとおり決定された。

令和八年一月二十二日

防衛大臣臨時代理
国務大臣　赤間　二郎

陸上施設

◎共同使用

施設番号	施設名	所在地名	所有関係	摘要
六〇〇五	伊江島補助飛行場	沖縄県国頭郡伊江村	国有 公有 民有	土地：約二二五、〇〇〇平方メートル 土地：約二三一、〇〇〇平方メートル 土地：約二、二二七、〇〇〇平方メートル 訓練施設として共同使用する。 使用期間：令和八年二月九日から同年三月十四日までの間
六〇〇九	キャンプ・シュワブ	名護市、沖縄県国頭郡宜野座村		水域：約一〇九、四八二、〇〇〇平方メートル（一時的な制限水域を除く。） 訓練施設として共同使用する。 使用期間：令和八年二月一日から同年三月十四日までの間
六〇一一	キャンプ・ハンセン	沖縄県国頭郡恩納村、宜野座村、金武町	国有 公有 民有 国有	土地：約三九〇、〇〇〇平方メートル 土地：約二九、二七八、〇〇〇平方メートル 土地：約六、四七九、〇〇〇平方メートル 建物：約一二、〇〇〇平方メートル 空域：高度二、〇〇〇フィート 訓練施設として共同使用する。 使用期間：令和八年二月一日から同年三月十四日までの間
六〇一九	金武レッド・ビーチ訓練場	沖縄県国頭郡金武町	国有 民有	土地：約二、七〇〇平方メートル 土地：約四、四〇〇平方メートル 水域：約一、〇三〇、〇〇〇平方メートル 訓練施設として共同使用する。 使用期間：令和八年二月十四日から同年三月十四日までの間
六〇二〇	金武ブルー・ビーチ訓練場	沖縄県国頭郡金武町	国有 公有 民有	土地：約一、三〇〇平方メートル 土地：約二四三、〇〇〇平方メートル 水域：約二、八六八、〇〇〇平方メートル 訓練施設として共同使用する。 使用期間：令和八年二月一日から同年三月十四日までの間
六〇二九	キャンプ・コートニー	うるま市	国有 民有 国有	土地：約一五〇平方メートル 土地：約一四、〇〇〇平方メートル 建物：約九二〇平方メートル 訓練施設として共同使用する。 使用期間：令和八年二月十二日から同年三月十四日までの間
六〇四四	キャンプ瑞慶覧	宜野湾市、沖縄県中頭郡北谷町	国有 民有 国有	土地：約三八〇平方メートル 土地：約五、三〇〇平方メートル 建物：約六、〇〇〇平方メートル 訓練施設として共同使用する。 使用期間：令和八年一月二十九日から同年二月五日までの間
六〇四八	ホワイト・ビーチ地区	うるま市	国有 民有 国有	土地：約一四〇平方メートル 土地：約三五、〇〇〇平方メートル 水域：約三二五、七〇六、〇〇〇平方メートル 空域：約一一、八三九、〇〇〇平方メートル 工作物：橋梁 訓練施設として共同使用する。 使用期間：令和八年二月一日から同年三月十四日までの間
六〇五一	普天間飛行場	宜野湾市	国有 公有 民有 国有	土地：約一七、〇〇〇平方メートル 土地：約二〇、〇〇〇平方メートル 土地：約二八一、〇〇〇平方メートル 建物：約五、三〇〇平方メートル 工作物：燃料給油施設等 訓練施設として共同使用する。 使用期間：令和八年二月九日から同年三月十四日までの間
六〇五六	牧港補給地区	浦添市	国有 民有 国有	土地：約一三〇平方メートル 土地：約一、三〇〇平方メートル 建物：約六、九〇〇平方メートル 訓練施設として共同使用する。 使用期間：令和八年一月二十九日から同年二月五日までの間
六〇七八	出砂島射爆撃場	沖縄県島尻郡渡名喜村	公有	土地：約二四五、〇〇〇平方メートル 空域：約四三、〇八〇、〇〇〇平方メートル 訓練施設として共同使用する。 使用期間：令和八年二月十四日から同年三月十四日までの間（ただし、日曜日は除く。）

◎名称変更

施設番号	施設名	所在地名	所有関係	摘要
五一二九	種子島			従来の「種子島空港跡地」の名称を上記のとおり変更する。
五一三〇	奄美大島			従来の「奄美駐屯地」の名称を上記のとおり変更する。

◎追加提供

施設番号	施設名	所在地名	所有関係	摘要
二〇七〇	車力通信所	つがる市	国有	土地：約三、六〇〇平方メートル 道路等用地として追加提供する。
三一八九	朝霞駐屯地	朝霞市、新座市、和光市、東京都練馬区	国有	土地：約四〇〇平方メートル、四〇〇平方メートル 建物：約九、四〇〇平方メートル 工作物：水道等 訓練施設として追加提供する。 使用期間：令和八年一月二十日から同年二月十三日までの間 陸上自衛隊朝霞駐屯地の施設の一部を、地位協定第二条第四項(b)の適用がある施設及び区域として提供する。 提供期間中は、地位協定の関連ある条項が適用される。
五一二二	大村飛行場	大村市	国有	土地：約一一一、〇〇〇平方メートル 工作物：鋪床 訓練施設として追加提供する。 使用期間：令和八年二月十一日から同年三月九日までの間、訓練の展開及び撤収のために必要に応じ、訓練施設として追加提供する。 海上自衛隊大村航空基地の施設の一部を、地位協定第二条第四項(b)の適用がある施設及び区域として提供する。 提供期間中は、地位協定の関連ある条項が適用される。
五一二四	北熊本駐屯地	熊本市	国有	土地：約八、八〇〇平方メートル、一〇、〇〇〇平方メートル 建物：約一〇、〇〇〇平方メートル 工作物：水道等 訓練施設として追加提供する。 使用期間：令和八年一月二十四日から同年二月八日までの間、訓練の展開及び撤収のために必要に応じ、訓練施設として追加提供する。 陸上自衛隊北熊本駐屯地の施設の一部を、地位協定第二条第四項(b)の適用がある施設及び区域として提供する。 提供期間中は、地位協定の関連ある条項が適用される。
五一二五	健軍駐屯地	熊本市	国有	土地：約一三、〇〇〇平方メートル 建物：約三、四〇〇平方メートル 工作物：水道等 訓練施設として追加提供する。 使用期間：令和八年一月二十日から同年二月十日までの間、訓練の展開及び撤収のために必要に応じ、訓練施設として追加提供する。 陸上自衛隊健軍駐屯地の施設の一部を、地位協定第二条第四項(b)の適用がある施設及び区域として提供する。 提供期間中は、地位協定の関連ある条項が適用される。
五一二五	健軍駐屯地	熊本県菊池郡菊陽町、上益城郡益城町	国有	土地：約三、〇〇〇平方メートル、約四、〇〇〇平方メートル 建物：約四、〇〇〇平方メートル 工作物：水道等 訓練施設として追加提供する。 使用期間：令和八年一月十一日から同年三月九日までの間、訓練の展開及び撤収のために必要に応じ、訓練施設として追加提供する。 陸上自衛隊高遊原分屯地の施設の一部を、地位協定第二条第四項(b)の適用がある施設及び区域として提供する。 提供期間中は、地位協定の関連ある条項が適用される。
五一二六	目達原駐屯地	佐賀県神埼郡吉野ヶ里町、三養基郡上峰町	国有	土地：約六、〇〇〇平方メートル、二、〇〇〇平方メートル 建物：約二、〇〇〇平方メートル 工作物：水道等 訓練施設として追加提供する。 使用期間：令和八年一月十一日から同年三月九日までの間、訓練の展開及び撤収のために必要に応じ、訓練施設として追加提供する。 陸上自衛隊目達原駐屯地の施設の一部を、地位協定第二条第四項(b)の適用がある施設及び区域として提供する。 提供期間中は、地位協定の関連ある条項が適用される。
五一三一	相浦駐屯地	佐世保市	国有	土地：約一一三、〇〇〇平方メートル 工作物：鋪床 訓練施設として追加提供する。 使用期間：令和八年二月十一日から同年三月九日までの間、訓練の展開及び撤収のために必要に応じ、訓練施設として追加提供する。 陸上自衛隊相浦駐屯地の施設の一部を、地位協定第二条第四項(b)の適用がある施設及び区域として提供する。 提供期間中は、地位協定の関連ある条項が適用される。

◎新規提供

施設番号	施設名	所在地名	所有関係	摘要
五一二九	種子島	鹿児島県熊毛郡中種子町、南種子町	公有 公有 公有	土地：約七七二、〇〇〇平方メートル 建物：約一四〇平方メートル 工作物：水道等 訓練施設として新規提供する。 使用期間：令和八年二月十一日から同年三月九日までの間、訓練の展開及び撤収のために必要に応じ、訓練施設として追加提供する。 種子島の一部を、地位協定第二条第四項(b)の適用がある施設及び区域として提供する。 提供期間中は、地位協定の関連ある条項が適用される。

五一三〇　奄美大島　奄美市、鹿児島県大島郡龍郷町　公有

土地：約二一五、〇〇〇平方メートル
建物：約四五〇平方メートル
工作物：水道等
訓練施設として新規提供する。
使用期間：令和八年二月十一日から同年三月九日までの間
一　収用の必要に応じ、訓練の展開及び撤収のための追加期間
二　奄美大島の一部を、地位協定第二条第四項(b)の適用ある施設及び区域として提供する。提供期間中は、地位協定の関連ある条項が適用される。

海上演習場関係

◎新規提供

伊勢湾訓練区域

一　区域

次の各点を順次に結ぶ線によって囲まれる区域

1　北緯三四度四三分〇六秒、東経一三六度四一分〇〇秒
2　北緯三四度三八分四八秒、東経一三六度四六分一二秒
3　北緯三四度三六分四二秒、東経一三六度四三分三六秒
4　北緯三四度四〇分五四秒、東経一三六度三八分二四秒

二　用途

本区域は、海上自衛隊と共同で実施する掃海訓練のために使用される。

三　摘要

本区域を、地位協定第二条第四項(b)の適用ある施設及び区域として、令和八年二月一日から同月十日までの間提供する。この期間中は、地位協定の関連ある条項が適用される。

○近畿地方整備局告示第二号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年一月二十二日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年一月二十二日

近畿地方整備局長　齋藤　博之

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二十五号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
奈良県生駒郡斑鳩町幸前二丁目六四番三から同町稲葉西二丁目四二番二まで	前	A	七・〇〇～一〇・四	一二〇メートル
		B	二二・九〇～四五・八五	四〇メートル
		C	二二・二〇～八〇・一〇	一六九キロメートル
		D	二二・九〇～五五・三七	四三八
	後	A	七・〇〇～一〇・四	一二〇メートル
		B	二二・九〇～四五・八五	四〇メートル
		C	二二・二〇～八〇・一〇	一六九キロメートル
		D	二二・九〇～五五・三七	四三八

上記A、B、C及びDは、関係図面に表示する区分をいう。

(四)　図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局奈良国道事務所

国会事項

衆議院

報告書受領

一月十六日内閣から次の報告書を受領した。

交通政策基本法第十五条第八項の規定に基づく交通政策基本計画の報告

参議院

報告書受領

一月十六日内閣から、交通政策基本法第十五条第八項の規定に基づく交通政策基本計画の報告を受領した。

人事異動

内閣

○財務大臣臨時代理
国務大臣　上野賢一郎
財務大臣片山さつき海外出張不在中内閣法第十条の規定により臨時に財務大臣の職務を行う国務大臣に指定する

○防衛大臣臨時代理
同　赤間　二郎（あかま二郎）
防衛大臣小泉進次郎海外出張不在中内閣法第十条の規定により臨時に防衛大臣の職務を行う国務大臣に指定する
同　上野賢一郎
内閣府特命担当大臣片山さつき海外出張不在中内閣府特命担当大臣（金融）事務代理を命ずる（以上一月十九日）

内閣府

荒見　玲子（深谷　玲子）
市川　晃　伊藤　正次
岩﨑　尚子（山際　尚子）
大橋真由美（山田真由美）
大屋　雄裕　谷口　尚子
辻　琢也　土山希美枝（矢杉希美枝）
牧原　出　御手洗瑞子（留守　瑞子）
山本　隆司　横田　響子（金井　響子）
橘　慶一郎　島尻安伊子
井上　英孝　江島　潔
岸　真紀子　阿部　守一
藏内　勇夫　松井　一實
丸子　善弘　棚野　孝夫
中本　正廣
地方制度調査会委員に任命する（各通）（一月十九日）

法務省

検事　甲元　雅之
令和七年司法試験考査委員に併任する
併任の期間は令和八年三月三十一日までとする
令和七年司法試験予備試験考査委員に併任する
併任の期間は令和八年二月二十八日までとする
令和八年司法試験考査委員に併任する
併任の期間は令和九年三月三十一日までとする
令和八年司法試験予備試験考査委員に併任する
併任の期間は令和九年二月二十八日までとする
（一月十九日）

官庁報告

官庁事項

東北地方整備局公示

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、令和八年一月二十二日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年一月二十二日

東北地方整備局長　西村　拓

(三)(二)(一) 占用を制限する区域　道路の種類　道路名　一般国道十三号
(四) 制限の対象とする占用物件　横手市大屋新町字小松原一五四番四から同市大屋新町字小松原四番まで
横手市大屋新町字小松原二二六番三から同市大屋新町字小松原二八二番一まで　新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）
(五) 占用を制限する理由　緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。
(六) 占用の制限の開始の期日　令和八年一月二十二日
(七) 図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局湯沢河川国道事務所

通　　運

海事補佐人の登録、登録抹消

海事補佐人の登録及び登録抹消を次のとおりしたから、海難審判法施行規則（昭和二十三年運輸省令第八号）第三十条の規定により公示する。

令和八年一月二十二日

海難審判所長　横井　幸治

登録

登録番号	氏名	登録年月日
二二六六三	石橋　佳昇	七・一〇・一
二二六六四	秦　一浩	〃・〃・一二
二二六六五	山内　秀紀	〃・一二・一五
二二六六六	南阪本　浩章	〃・〃・一三

登録抹消

登録番号	氏名	抹消年月日	事由
二二六六	山谷　周二	七・一〇・一五	申請抹消

労　　働

最低賃金の改正決定に関する公示

茨城労働局最低賃金公示第１号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、茨城県鉄鋼業最低賃金（平成20年茨城労働局最低賃金公示第３号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

令和８年１月22日

茨城労働局長　佐藤　悦子

第４号中「１時間1,098円」を「１時間1,166円」に改める。

附　則

この決定は、令和８年３月１日から効力を生ずる。

茨城労働局最低賃金公示第２号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、茨城県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金（令和６年茨城労働局最低賃金公示第３号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

令和８年１月22日

茨城労働局長　佐藤　悦子

第４号中「１時間1,055円」を「１時間1,105円」に改める。

附　則

この決定は、令和８年３月１日から効力を生ずる。

船員の特定最低賃金の改正に係る地方交通審議会の意見に関する公示

関東運輸局最低賃金公示第１号

関東地方交通審議会から関東内航鋼船運航業及び木船運航業最低賃金（平成９年関東運輸局最低賃金公示第５号）、関東海上旅客運送業最低賃金（平成９年関東運輸局最低賃金公示第６号）、関東漁業（沖合底びき網）最低賃金（平成15年関東運輸局最低賃金公示第１号）及び関東漁業（大中型まき網）最低賃金（平成15年関東運輸局最低賃金公示第２号）の改正について答申があったので、最低賃金法（昭和34年法律第137号）第35条第４項の規定により準用する同法第11条第１項及び船員の最低賃金に関する省令（昭和34年運輸省令第35号）第７条第１項の規定により、その要旨を公示する。

答申による意見に係る船員又はこれを使用する船舶所有者（船員法（昭和22年法律第100号）第５条の規定に基づき、船舶所有者に関する規定の適用を受ける者を含む。）であって、この意見に異議のある者は、異議の内容及び理由を記載した書面（様式任意）に異議申出者の氏名又は名称及び連絡先を付記して本日から15日以内に関東運輸局海事振興部船員労政課「郵便番号231―8433神奈川県横浜市中区北仲通五丁目57番地」あて提出されたい。

令和８年１月22日

関東運輸局長　藤田　礼子

関東地方交通審議会の意見（要旨）

１．関東内航鋼船運航業及び木船運航業最低賃金（平成９年関東運輸局最低賃金公示第５号）については、適用する船員に係る最低賃金額として、それぞれ、職員「270,400円」を「282,900円」に、ただし書の課程修了後の勤務期間が一定の期間に満たない職員「253,650円」を「266,150円」に、部員「211,800円」を「224,300円」に、ただし書の海上経歴３年未満の部員「202,200円」を「214,700円」に改正することが適当である。

２．関東海上旅客運送業最低賃金（平成９年関東運輸局最低賃金公示第６号）については、適用する船員に係る最低賃金額として、それぞれ、職員「264,800円」を「273,800円」に、部員「203,400円」を「212,400円」に改正することが適当である。

３．関東漁業（沖合底びき網）最低賃金（平成15年関東運輸局最低賃金公示第１号）については、適用する船員に係る最低賃金額として、「210,500円」を「221,500円」に改正することが適当である。

４．関東漁業（大中型まき網）最低賃金（平成15年関東運輸局最低賃金公示第２号）については、適用する船員に係る最低賃金額として、「207,000円」を「215,000円」に改正することが適当である。

国土調査法による地図及び簿冊の作成公告

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第二条第一項第一号による基本調査を行って地図及び簿冊を作成したので、同法第十七条第一項の規定により公告する。なお、当該地図及び簿冊は、次のとおり一般の閲覧に供する。

令和八年一月二十二日

国土交通大臣　金子　恭之

一　地図及び簿冊の名称

令和七年度効率的手法導入推進基本調査図原図案及び令和七年度効率的手法導入推進基本調査簿案

二　前項に掲げる地図及び簿冊に表記されている地域　神奈川県愛川町、秋田県由利本荘市、北海道積丹町のそれぞれ一部

三　閲覧期間　公告の日から二十日間（行政機関の休日に関する法律（昭和六十三年法律第九十一号）第一条に規定する行政機関の休日を除く。）

四　閲覧時間　閲覧期間中毎日の午前十時から午後五時まで

五　閲覧場所　次表のとおり

第一項に掲げる地図及び簿冊に表記されている地域	閲覧場所
神奈川県愛川町、秋田県由利本荘市、北海道積丹町	東京都千代田区霞が関二丁目一番三号 国土交通省政策統括官付地理空間情報課 電話　〇三（五二五三）八三八三

六　閲覧の結果、誤り等があると認めた場合は、右記の閲覧期間内に、国土交通大臣に対し、訂正の申出をすることができる。

七　誤り等訂正申出書の用紙は、請求があれば閲覧場所で交付する。

公　告

諸　事　項

工場財団

大阪市中央区久太郎町四丁目１番３号**ユニチカ株式会社**の工場財団に京都府宇治市宇治戸ノ内５番地ユニチカ株式会社宇治事業所の機械、器具等を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

令和８年１月22日

京都地方法務局宇治支局

建設業の許可の取消処分の公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和８年１月22日

東北地方整備局長　西村　　拓

1　処分をした年月日　令和７年11月７日

2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社ScutSystem　鈴木　尚人　山形県長井市今泉548―３　国土交通大臣許可（般―04）第24685号

3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（塗装工事業に関する一般建設業の許可）

4　処分の原因となった事実　令和７年11月７日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第５号に該当する。

相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告

公示催告

失踪に関する届出の催告

失踪宣告

失踪宣告取消

除権決定

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続終結及び免責許可決定

破産債権の届出期間及び一般調査期日

特別清算開始

令和７年（ヒ）第２号
千葉県館山市安布里780番地
清算株式会社　株式会社旧房洋堂
代表清算人　長尾　典子
１　決定年月日　令和８年１月８日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
千葉地方裁判所館山支部

令和７年（ヒ）第４２号
京都市下京区中堂寺坊城町31番地３
清算株式会社　株式会社和装三昧たち花
代表清算人　石井　行也
１　決定年月日　令和８年１月６日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
京都地方裁判所第５民事部

令和７年（ヒ）第８号
奈良県橿原市新賀町139番地の１
清算株式会社　株式会社ＫＪ整理会社
代表清算人　勢渡　正丈
１　決定年月日　令和８年１月８日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
奈良地方裁判所葛城支部

令和７年（ヒ）第１３号
沖縄県那覇市字安謝619番地16
清算株式会社　株式会社沖通商
代表清算人　奥濱　哲夫
１　決定年月日　令和８年１月８日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
那覇地方裁判所民事第３部

令和７年（ヒ）第２１０５号
東京都千代田区東神田１丁目８番11号
清算株式会社　株式会社神田クラフトインダストリー
代表清算人　森　　洋子
１　決定年月日　令和８年１月８日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
東京地方裁判所民事第20部

債権者集会招集

書面による計算報告

特別清算終結

令和７年（ヒ）第１０号

埼玉県所沢市南永井1143番地
清算株式会社　株式会社K
代表清算人　荻生　明雄

1　決定年月日　令和８年１月８日

2　主文　本件特別清算手続を終結する。

さいたま地方裁判所川越支部

再生手続終結

小規模個人再生による再生手続開始

小規模個人再生による書面決議に付する決定

小規模個人再生による再生手続廃止

給与所得者等再生による再生手続開始

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

給与所得者等再生による再生計画認可

小規模個人再生による再生計画取消

給与所得者等再生による再生手続廃止

共有物の変更に係る裁判に関する異議の催告
所有者不明土地管理命令に関する異議の催告

会社その他の公告

合併公告

左記法人は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年一月二十二日

札幌市東区東苗穂四条二丁目一番五八号

（甲）エヌ・ビー・シー税理士法人

代表社員　野呂　泰史

東京都文京区音羽一丁目一七番一八号護国寺ＳＩＡビル八階

（乙）税理士法人ＴＭ総合会計事務所

代表社員　豊島　絵

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、各社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）https://www.ainj.co.jp/

（乙）計算書類の公告義務はありません。

令和八年一月二十二日

札幌市白石区東札幌五条二丁目四番三〇号

（甲）株式会社アインファーマシーズ

代表取締役　首藤　正一

大分市明野北四丁目一番一号

（乙）有限会社明野調剤薬局

取締役　渡邊　総一郎

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報及び茨城新聞

掲載の日付　令和七年六月十九日

掲載頁　官報　二〇九頁（号外第一三六号）

茨城新聞　二十一頁

（乙）掲載　官報及び日刊工業新聞

掲載の日付　令和七年六月三十日

掲載頁　官報　一二一頁（号外第一四八号）

日刊工業新聞　十三頁

令和八年一月二十二日

茨城県つくば市東新井一三番地二

（甲）筑波信用保証株式会社

代表取締役　武藤　智弘

岩手県盛岡市茶畑二丁目二五番四六号

（乙）東北保証サービス株式会社

代表取締役　武藤　智弘

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

合併の効力発生日は令和八年三月一日です。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。

（乙）掲載　官報

掲載の日付　令和七年五月九日

掲載頁　六十一頁（号外第一〇三号）

令和八年一月二十二日

東京都千代田区丸の内二丁目七番二号

（甲）エムキャップ二十一号株式会社

代表取締役　市原　康隆

東京都港区芝五丁目二九番一一号

（乙）スマートキャンプ株式会社

代表取締役　林　詩音

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和八年三月一日です。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）https://www.awi.co.jp/ja/public_notice/044.html

（乙）https://www.awi.co.jp/ja/public_notice/440.html

令和八年一月二十二日

東京都港区虎ノ門三丁目一八番一九号

（甲）エア・ウォーター東日本株式会社

代表取締役　上村　浩

東京都港区虎ノ門三丁目一八番一九号

（乙）エア・ウォーター東日本マネジメント株式会社

代表取締役　菅　昌志

合併公告

左記会社は合併して甲は乙一、乙二の権利義務全部を承継して存続し乙一、乙二は解散することにいたしました。

効力発生日は令和八年三月一日です。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　電子公告
https://www.xchange.jp/
（乙一）掲載　電子公告
https://c.xchange.jp/
（乙二）掲載　電子公告
https://s.xchange.jp/
令和八年一月二十二日
東京都港区三田三丁目九番七号
（甲）株式会社エクスチェンジ
代表取締役　下山　聡
東京都港区三田三丁目九番七号
（乙一）株式会社エクスチェンジクリエイティブ
代表取締役　米井　琢治
東京都港区三田三丁目九番七号
（乙二）株式会社エクスチェンジソリューションズ
代表取締役　田村　順一

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　令和七年五月十六日
掲載頁　九十一頁（号外第一〇八号）
（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　令和七年五月十六日
掲載頁　九十一頁（号外第一〇八号）
令和八年一月二十二日
東京都品川区西五反田七丁目一番一〇号
（甲）株式会社A'alda Animal Hospital SPC2号
代表取締役　長尾　拓真
東京都品川区西五反田七丁目一番一〇号
（乙）株式会社A'alda Animal Hospital SPC3号
代表取締役　長尾　拓真

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和八年三月一日であり、甲は会社法第七九六条第二項に基づき株主総会の承認決議を経ずに、吸収合併を決定しております。また、甲は乙の全株式を保有していますので、この合併による甲の新株式の発行および資本金の額の増加はいたしません。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）金融商品取引法による有価証券報告書提出済。
（乙）確定した最終事業年度はありません。
令和八年一月二十二日
東京都新宿区西新宿一丁目二五番一号
（甲）株式会社ナック
代表取締役　吉村　寛
福島県郡山市安積荒井三丁目一〇番地
（乙）株式会社ナックイエスマート
代表取締役　小沼　孝光

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報
掲載の日付　令和七年七月十六日
掲載頁　五十三頁（号外第一六三号）
（乙）掲載　官報
掲載の日付　令和七年七月十四日
掲載頁　一五五頁（号外第一六一号）
令和八年一月二十二日
東京都港区六本木七丁目一八番一八号住友不動産六本木通ビル
（甲）ポリゴンマジック株式会社
代表取締役　鶴谷　武親
東京都港区六本木七丁目一八番一八号住友不動産六本木通ビル
（乙）ジープラ株式会社
代表取締役　鶴谷　武親

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲・乙）
掲載　官報
掲載の日付　令和八年一月十九日
掲載頁　二十五頁（号外第十一号）
令和八年一月二十二日
東京都目黒区下目黒一丁目一番一四号コノトラビル七階
（甲）株式会社Ｓｕｓｔａｉｎａｂｌｅ　Ｅｎｅｒｇｙ　Ｉｎｆｒａｓｔｒｕｃｔｕｒｅ　Ｉｎｖｅｓｔｍｅｎｔｓ
代表取締役　埼玉　康子
東京都港区北青山一丁目三番一号
（乙）株式会社ＣｌｅａｎＰｏｗｅｒＡｓｓｏｃｉａｔｅｓ
代表取締役　埼玉　康子

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）及び（乙）
掲載　官報
掲載の日付　令和八年一月十六日
掲載頁　九十頁（号外第九号）
令和八年一月二十二日
富山市水橋市田袋二八〇番地
（甲）株式会社アルト
代表取締役　坂下　明義
富山市八日町二四七番地一六
（乙）株式会社ＢＲＩＧＨＴ
代表取締役　稲林　豊

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報
掲載の日付　令和八年一月十六日
掲載頁　八十七頁（号外第九号）
（乙）計算書類の公告義務はありません。
令和八年一月二十二日
石川県小松市御館町甲一番地四
（甲）株式会社北国産業
代表取締役　西野　稔彦
石川県小松市御館町甲一番地一〇
（乙）有限会社北国住設
代表取締役　後藤　哲雄

合併公告

左記会社は合併して甲は乙及び丙の権利義務全部を承継して存続し乙及び丙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和八年四月一日であり、甲は会社法第七九六条第一項、乙及び丙は同第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議を経ずに合併を決定しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）https://www.nagoya-subaru.co.jp/aboutcompany/epublicnotice/
（乙）http://www.gifu-subaru.co.jp/aboutcompany/epublicnotice/pdf/sample.pdf
（丙）https://www.mie-subaru.co.jp/aboutcompany/epublicnotice/pdf/sample.pdf
令和八年一月二十二日
名古屋市北区落合町二三三番地
（甲）名古屋スバル自動車株式会社
代表取締役　太田　士郎
岐阜市細畑一丁目七番一五号
（乙）岐阜スバル自動車株式会社
代表取締役　森島　広良
三重県津市高茶屋小森町三九八番地
（丙）三重スバル自動車株式会社
代表取締役　日比　浩一

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和八年四月一日であり、甲は会社法第七九六条第二項、乙は同第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議は経ずに合併を決定しております。また、甲は乙の全株式を所有していますので、この合併による甲の新株式の発行及び資本金の額の増加はいたしません。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）金融商品取引法による有価証券報告書提出済

（乙）掲載　官報

掲載の日付　令和七年十二月十五日

掲載頁　一二二頁（号外第二七三号）

令和八年一月二十二日

名古屋市中村区野田町字中深三〇番地

（甲）ポバール興業株式会社

代表取締役　松井　孝敏

大阪市港区波除二丁目九番一一号

（乙）株式会社日新製作所

代表取締役　小木曽良充

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和八年二月二十七日であり、甲は会社法第七九六条第二項、乙は同第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議は経ずに合併を決定しております。また、効力発生日において、甲は乙の全株式を所有していますので、この合併による甲の新株式の発行及び資本金の額の増加はいたしません。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）金融商品取引法による有価証券報告書提出済

（乙）https://snnm.jp/koukoku/wdidesign/

令和八年一月二十二日

神戸市中央区港島中町六丁目八番一

（甲）株式会社ワールド

代表取締役　鈴木　信輝

東京都港区北青山三丁目五番一〇号

（乙）株式会社W＆Dインベストメントデザイン

代表取締役　廣橋　清司

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の糖尿病治療医療機器に関する事業に関連する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（乙）掲載　官報

掲載の日付　令和七年九月二十五日

掲載頁　一一五頁（号外第二一四号）

令和八年一月二十二日

東京都港区港南一丁目二番七〇号品川シーズンテラス二二階

（甲）ミニメドジャパン合同会社

代表社員　ミニメド・ホールディングス・スイッツァーランド・サール

職務執行者　岡　光代

東京都港区港南一丁目二番七〇号

（乙）日本メドトロニック株式会社

代表取締役　宇佐美英司

組織変更公告

当組合は、令和八年一月十二日開催の臨時総会の決議により、一般社団法人に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和八年四月一日であり、組織変更後の名称は一般社団法人関沢山牧野といたします。

この組織変更に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終事業年度に係る財産目録は主たる事務所に備え置いております。

令和八年一月二十二日

岩手県八幡平市繋沢一〇番地

関沢山牧野農業協同組合

代表理事　藤本　勲

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年一月二十二日

東京都荒川区町屋四丁目三四番一七号

ナガヌマカズユキ合同会社

代表社員　長沼　一幸

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

組織変更後の商号は株式会社ＯＭＳＡＹ工業とします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年一月二十二日

東京都新宿区中落合一丁目八―二

ＯＭＳＡＹ工業合同会社

代表社員　張　倍青

組織変更公告

当組合は、令和七年十二月七日開催の総会の決議により、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終事業年度に係る貸借対照表は主たる事務所に備え置いております。

令和八年一月二十二日

大阪府吹田市岸部中五丁目一九番一〇号

吹田市岸部東農業協同組合

代表理事　辻井　敏夫

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年一月二十二日

福岡市東区和白東一丁目一九番一号

合同会社ＲＩＳＥ　ＣＲＥＡＴＥ

代表社員　山本　悠斗

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年一月二十二日

沖縄県中頭郡西原町字小那覇五〇六番地一

合同会社三和石油商会

代表社員　渡慶次雅人

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を八八三万二千円減少して金一億円とし、減少する資本金の額の全額を資本準備金とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年六月二十五日

掲載頁　一〇八頁（号外第一四三号）

令和八年一月二十二日

東京都港区港南二丁目一六番五号

ＢＩＲＤ　ＩＮＩＴＩＡＴＩＶＥ株式会社

代表取締役　金野　諭

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を千二百万円減少し八百万円とすることにいたしました。

効力発生日は令和八年二月二十八日であり、株主総会の決議は、令和七年十二月二十四日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、確定した最終事業年度はありません。

令和八年一月二十二日

東京都渋谷区渋谷一丁目一二―二クロスオフィス渋谷五〇二　コグアップ株式会社

代表取締役　猪股　陸

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二億二千四百九十九万八千六百三十七円減少し、減少額全額を資本準備金とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://k.secure.freee.co.jp/companies/731030/announces

令和八年一月二十二日

東京都渋谷区道玄坂一丁目一〇番八号渋谷道玄坂東急ビル二Ｆ―Ｃ　株式会社アークス

代表取締役　棚瀬　将康

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一三〇〇万円減少し一〇〇〇万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、計算書類の公告義務はありません。

令和八年一月二十二日

川崎市中原区井田中ノ町一八番一号

有限会社長瀬エステート

代表取締役　長瀬　健

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を四千五十万円減少し九百五十万円とすることにいたしました。

効力発生日は令和八年三月二十日であり、株主総会の決議は令和八年一月十五日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

計算書類の公告義務はありません。

令和八年一月二十二日

徳島県阿南市学原町中西三五番地一二・三

五番地一三

徳南交通有限会社

取締役　西岡恵美子

準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を五億円減少することにいたしました。

株主総会の決議は、令和八年二月二十六日を予定しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://www.tiemco.co.jp/company

令和八年一月二十二日

東京都墨田区菊川三丁目一番一一号

株式会社ティムコ

代表取締役社長　酒井　誠一

準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を五十五億七百四十七万四千五百十六円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

http://www.tier4.jp/

令和八年一月二十二日

東京都品川区北品川一丁目一二番一〇号

ジャコムビル　株式会社ティアフォー

代表取締役　加藤　真平

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を十一億九千七百五十万二千五百円、資本準備金の額を十八億六千五百五十七万二千五百円減少し、それぞれ一億円、〇円とすることにいたしました。

株主総会の決議は、令和八年一月二十一日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和七年十二月十五日

掲載頁　一一八頁（号外第二七三号）

令和八年一月二十二日

東京都千代田区外神田三丁目九番二号末広ビル三F

株式会社アールティ

代表取締役　中川友紀子

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三億一千二百十一万円、資本準備金の額を三億一千二百十一万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年六月二日

掲載頁　九十二頁（号外第一二一号）

令和八年一月二十二日

東京都港区高輪三丁目一一番三号イハラ高輪ビル

イハラサイエンス株式会社

代表取締役　唐澤　将

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億六千三百七十万円、資本準備金の額を七千四百七十万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和八年一月十六日

掲載頁　八十六頁（号外第九号）

令和八年一月二十二日

東京都多摩市山王下一丁目一二番地の一二

福満ビル二F

株式会社ＣＯＮＯＣ

代表取締役　山口　一

基準日設定につき通知公告

当社は、令和八年二月十日を基準日と定め、同日十七時現在の株主名簿上の株主又は登録株式質権者をもって、剰余金の配当を受ける権利者と定めましたので公告します。

令和八年一月二十二日

東京都八王子市鑓水二丁目一一五番地二

株式会社小椋組

代表取締役　岡野　和雄

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年二月二十八日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年一月二十二日

秋田県にかほ市平沢字堺田一六番地の四

三浦電子株式会社

代表取締役　三浦　俊之

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年二月六日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年一月二十二日

千葉県成田市古込一四一番地

株式会社ティエフケー

代表取締役　佐藤　弘史

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年二月十二日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年一月二十二日

横浜市鶴見区生麦五丁目四番六号

株式会社奈良製作所

代表取締役　奈良　敏夫

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年二月二十日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしました。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年一月二十二日

名古屋市中区栄一丁目九番一六号

株式会社福谷

代表取締役　福谷藤七郎

合併につき株券等提出公告

当社は、株式会社三幸製作所と合併して解散することにいたしましたので、当社の株券（新株予約権証券、新株予約権付社債券を含む）を所有する方は、株券提出日である令和八年二月二十八日までに当社にご提出下さい。

令和八年一月二十二日

埼玉県上尾市大字平方一〇〇〇番地一

株式会社興伸工業

代表取締役　金坂　良一

合併につき株券等提出公告

当社は、株式会社西部川崎と合併して解散することにいたしましたので、当社の株券（新株予約権証券、新株予約権付社債券を含む）を所有する方は、株券提出日（新株予約権証券提出日）である令和八年四月一日までに当社にご提出下さい。

令和八年一月二十二日

長崎県諫早市若葉町三五〇番地一

株式会社西南レンタル

代表取締役　榎田東洋國

合併につき株券等提出公告

当社は、株式会社ハリー&カンパニーと合併して解散することにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、株券提出日である令和八年三月一日までに当社にご提出下さい。

令和八年一月二十二日

宮崎県小林市細野二八八番地一

ひいらぎホールディングス株式会社

代表取締役　柊崎　庄二

出資一口の金額の減少公告

当組合は、令和七年十一月二十九日開催の第二十一回総会において、出資一口の金額を減少することを決議し、現在の出資一口の金額十万円を一万二千円にすることとし、その方法として出資一口の金額十万円（全額払込済み）のうち八万八千円を切り捨て、一口一万二千円とすることにしましたので、この減少に対して異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にその旨を申し出て下さい。

以上、中小企業等協同組合法第五十六条の二第二項の規定により、公告します。

令和八年一月二十二日

千葉県木更津市中央一丁目三番三一号

安心生活サポート協同組合

代表理事　隈元　雅博

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を六千万円減少し十二億三千六百九十六万五千円とすることにいたしました。

この決定に対して異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は、次のとおりです。

http://www.web-kokoku.jp/14361/14361.html

令和八年一月二十二日

東京都港区虎ノ門五丁目一番四号

巨大特定目的会社

取締役　福永　隆明

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を百七億九千三百四十万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の要旨は、令和七年三月二十八日付官報の号外第六十九号七十八頁に掲載されています。

令和八年一月二十二日

東京都千代田区丸の内一丁目一番一号

ＬＡＯ６ＪＰ特定目的会社

取締役　松澤　和浩

取得条項付新株予約権の一部取得及び取得日の通知公告

当社は、左記のとおり、当社の取得条項付新株予約権の一部を取得することにいたしましたので、会社法第二七三条第二項及び第三項並びに同法第二七四条第三項及び第四項の規定に基づき公告します。

記

一、取得する取得条項付新株予約権

当社が発行済みの第三回、第四回、第五回、第八回、第九回及び第十回新株予約権のうち、発行後令和七年十二月三十一日までの間に当社又は当社の子会社の従業員の地位を喪失した者が有する新株予約権の全部

㈠　新株予約権の名称　アクセリード株式会社第三回新株予約権

取得する新株予約権の数　二六八個

㈡　新株予約権の名称　アクセリード株式会社第四回新株予約権

取得する新株予約権の数　三八四個

㈢　新株予約権の名称　アクセリード株式会社第五回新株予約権

取得する新株予約権の数　一二〇個

㈣　新株予約権の名称　アクセリード株式会社第八回新株予約権

取得する新株予約権の数　六〇三個

㈤　新株予約権の名称　アクセリード株式会社第九回新株予約権

取得する新株予約権の数　四〇〇個

㈥　新株予約権の名称　アクセリード株式会社第十回新株予約権

取得する新株予約権の数　五三五個

二、取得の日　令和七年二月六日

令和八年一月二十二日

東京都港区愛宕二丁目五番一号愛宕グリーンヒルズＭＯＲＩタワー二一階

アクセリード株式会社

代表取締役　池浦　義典

債権申出の公告（第三回）

当社の規約型確定給付企業年金は、令和七年十月二十七日厚生労働大臣の承認に基づき終了しましたので、当該規約型確定給付企業年金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和八年一月二十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは確定給付企業年金制度の清算から除斥します。

令和八年一月二十二日

東京都中央区日本橋本町四丁目四番一四号

長谷川香料株式会社

確定給付企業年金清算人　江波戸崇道

訂正公告

令和六年七月二十三日（号外第一七四号）掲載の決算公告（枠組）中、「（うち当期純利益　62,173）」とあるは、「（うち当期純利益　507,256）」の誤りにつき訂正します。

令和八年一月二十二日

北海道恵庭市戸磯一九三番地八

エム・エス・ケー農業機械株式会社

代表取締役　髙畑　年伸

訂正公告

令和八年一月十九日（号外第一一号）掲載の中田株式会社に係る解散公告中、「宮崎県宮崎市花ケ島町二一四番地二」とあるは「宮崎県宮崎市南花ケ島町二一四番地二」の誤りにつき訂正します。

令和八年一月二十二日

扱店

正誤

ページ	段	行	誤	正
六	下	終りから五	朱円東	朱円

令和七年三月三十一日（号外第七十一号）国土交通省告示第二百四十七号（枠組壁工法を用いた建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める等の件及びＣＬＴパネル工法を用いた建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める等の件の一部を改正する告示）

（原稿誤り）

九四九	改正後欄一五	Ｂ―二二〇	Ｂ一二二〇

令和七年五月二十九日北海道開発局告示第五十六号（道路に関する件）

（原稿誤り）